る。）

算式Ⅶ

P ＝ ｛126.00 ×（w － v）－ 0.71｝＋（15.50 × w － 9.52）

｛126.00 ×（w － v）－ 0.71｝に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、３を超える場合は３とし、１に満たない場合は１とし、（15.50 × w － 9.52）に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が１を超える場合には１とし、負数となるときは０とする。

算式Ⅶの符号

v　平成12年10月１日現在における若年者就業率

w　平成27年10月１日現在における若年者就業率

Q　次の算式Ⅷによつて算定した数（当該数が３を超える場合は３とする。）

算式Ⅷ

Q ＝ ｛94.34 ×（y － x）－ 9.54｝＋（13.91 × y － 10.09）

｛94.34 ×（y － x）－ 9.54｝に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合は３とし、１に満たない場合は１とし、（13.91 × y － 10.09）に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が１を超える場合には１とし、負数となるときは０とする。

算式Ⅷの符号

x　平成12年10月１日現在における女性就業率

y　平成27年10月１日現在における女性就業率

α　次の算式Ⅸによつて算定した率（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、1.500を超える場合は1.500とし、1.000に満たない場合は1.000とする。）。ただし、平成29年度から令和元年度までの各年度における基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数（小数点以下２位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数を３で除して得た数（小数点以下２位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が0.52以上となる場合は1.000とする。

算式Ⅸ

α＝１＋｛(0.4 × A ＋ 0.075 × B ＋ 0.075 × C ＋ 0.075 × D ＋ 0.075 × E ＋ 0.075 × F ＋ 0.075 × G ＋ 0.075 × H ＋ 0.075 × I）－１｝／２

算式Ⅸの符号

A　前項の表都道府県の項の算式の符号Aに同じ。

B　前項の表都道府県の項の算式の符号Bに同じ。

る。）

算式Ⅵ

Q ＝ ｛126.00 ×（u － t）－ 0.71｝＋（15.50 × u － 9.52）

｛126.00 ×（u － t）－ 0.71｝に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、３を超える場合は３とし、１に満たない場合は１とし、（15.50 × u － 9.52）に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が１を超える場合には１とし、負数となるときは０とする。

算式Ⅵの符号

t　平成12年10月１日現在における若年者就業率

u　平成27年10月１日現在における若年者就業率

P　次の算式Ⅶによつて算定した数（当該数が３を超える場合は３とする。）

算式Ⅶ

P ＝ ｛94.34 ×（w － v）－ 9.54｝＋（13.91 × w － 10.09）

｛94.34 ×（w － v）－ 9.54｝に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合は３とし、１に満たない場合は１とし、（13.91 × w － 10.09）に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が１を超える場合には１とし、負数となるときは０とする。

算式Ⅶの符号

v　平成12年10月１日現在における女性就業率

w　平成27年10月１日現在における女性就業率

α　次の算式Ⅷによつて算定した率（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、1.500を超える場合は1.500とし、1.000に満たない場合は1.000とする。）。ただし、平成28年度から平成30年度までの各年度における基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数（小数点以下２位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数を３で除して得た数（小数点以下２位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が0.52以上となる場合は1.000とする。

算式Ⅷ

α＝１＋｛(0.4 × A ＋ 0.075 × B ＋ 0.075 × C ＋ 0.075 × D ＋ 0.075 × E ＋ 0.075 × F ＋ 0.075 × G ＋ 0.075 × H ＋ 0.075 × I）－１｝／２